

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第56号）

1 請求対象文書（諮問案件第97号）

平成8年度松波川県単河川防災工事に関する工事写真（現況横断測量写真を含む。）

2 担当課（所） 土木部奥能登土木総合事務所

3 審査請求等の経緯

- (1) H18. 6. 9 公開請求
- (2) H18. 6. 20 公開決定
- (3) H18. 8. 3 異議申立て
- (4) H18. 9. 1 諮問
- (5) H21. 1. 16 答申

4 諮問に係る審査会の判断結果

公開決定は妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第1項 (全部公開)	<p>平成8年度松波川県単河川防災工事に係る簿冊につづられている工事写真は、「工事写真帳」及び「完成写真帳」（以下「本件公文書」という。）として保存されており、実施機関は、この写真（以下「公開写真」という。）を全部公開したとしている。</p> <p>公開写真を、異議申立人が異議申立書及び意見書に添付して提出した写真（以下「提出写真」という。）と比較すると、現況測量の写真及び出来形の写真では、特に異同は認められず、施工前、施工中及び完成後の写真では異同が認められるが、異議申立人は意見書で、提出写真は自身が写したと述べており、一方、実施機関は、請負業者である〇〇から実施機関に提出された「工事写真」を公開したとしているので、公開写真と提出写真が違っていたとしても不合理ではない。</p> <p>このようなことから、実施機関が、本件公開請求について、保管している公文書を選別して公開したと認めることはできないので、本件公文書以外に本件公開請求に係る公文書が存在するはずであるとする異議申立人の主張は受け入れられない。</p>

5 審議経緯 審査回数 9回

(別 紙)
答申第56号

答 申 書

平成21年1月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、平成8年度松波川県単河川防災工事綴の「工事写真帳」及び「完成写真帳」を特定し公開決定したことは、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成18年6月9日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成8年度松波川県単河川防災工事に関する工事写真（現況横断測量写真を含む。）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対応する公文書として、平成8年度松波川県単河川防災工事綴につづられた「工事写真帳」及び「完成写真帳」（以下「本件公文書」という。）を特定し、平成18年6月20日に公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年8月3日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成18年9月1日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分は異議申立人の請求する公文書を公開するものではないので、その取消しを求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び当審査会における意見陳述で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 公開された文書に含まれる写真（以下「公開写真」という。）のうち、着手前（公開写真では「施工前」と記載）の写真は、恣意的に除去土量が少なく見えるものを取り上げたもので、不正な作為が認められ、他にも着手前の写真があるはずである。
- (2) 公開写真のうち、現況測量の写真には積雪が認められるので、1月頃のものと考えら

れ、当該工事に係る写真ではないと考える。

- (3) 公開写真のうち、施工中の写真では、異議申立人の会社が作業していることが分かるものを作為的に除外して公開したと思われる。
- (4) 異議申立人が所持する写真を提出するので、これらを検討することによって、実施機関の不正は明らかとなる。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書及び当審査会における意見陳述から総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 平成8年度松波川県単河川防災工事に係る簿冊につづられている本件公文書を、本件請求文書に対応する公文書として特定し、全部を公開したものである。
- 2 異議申立人は、公開写真が本件請求文書と異なるとしているが、本件公文書以外に文書は作成しておらず、他に文書は存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

平成8年度松波川県単河川防災工事に係る工事写真(現況横断測量写真を含む。)である。

3 本件公開請求に対する公文書の特定について

異議申立人は、公開写真以外に文書が存在するはずであると主張しているので、この点について検討する。

- (1) 平成8年度松波川県単河川防災工事に係る簿冊につづられている工事写真は、本件公文書として保存されている。

公開写真には、現況測量の写真70枚、施工中の掘削状況及び堆積土積込状況の写真それぞれ5枚及び6枚、施工前の写真3枚、完成後の写真6枚及び出来形の写真36枚がある。

- (2) 公開写真を、異議申立人が異議申立書及び意見書に添付して提出した写真(以下「提出写真」という。)と比較すると次のとおりとなっている。

ア 現況測量の写真では、公開写真と提出写真は別記1のとおり対応しており、その内容について異同はないと思われる。

イ 出来形の写真では、公開写真と提出写真は別記2のとおり対応しており、その内容

について異同はないと思われる。

ウ 施工中と思われる写真については、公開写真では写真横に「寄洲除去工掘削状況」又は「寄洲除去工堆積土積込状況」と記載されているが、提出写真ではそのような記載はなく、異議申立書に添付された提出写真29枚（意見書添付26枚）には、公開写真11枚のうち10枚に対応するものがあり、公開写真に対応しないものが19枚添付されている。

なお、公開写真では、作業中の重機等に「△△」の文字が確認され、実施機関が異議申立人の下請作業の写真を除いているとまでは言えない。

エ 施工前の写真については、提出写真は12枚あるが、いずれも公開写真とは異なっていると思われ、写真横に添えられた文字も、公開写真は「施工前」と印字されているのに対し、手書き文字で「着手前」と記載されている。

オ 完成後の写真については、公開写真の横に「完成」と印字されており、河川の流下方向が手書きの矢印で示されているが、提出写真にはこのような記載はない。

カ 提出写真のうち、施工前の写真、掘削状況又は堆積土積込状況の写真及び完成後の写真では、公開写真と異なっているものもあるが、異議申立人は意見書で、提出写真は自身が写したと述べており、一方、実施機関は、請負業者である〇〇から実施機関に提出された「工事写真」を公開したとしているので、公開写真と提出写真が違っていたとしても不合理ではない。

以上のことから、実施機関が、本件公開請求について、保管している公文書を選別して公開したと認めることはできないので、本件公文書以外に本件公開請求に係る公文書が存在するはずであるとする異議申立人の主張は受け入れられない。

4 異議申立人のその他の主張

異議申立人のその他の主張については、当審査会は審議する立場にはなく、本件処分に関する判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

(別記)

1 現況測量の写真における公開写真と提出写真の対応

区分	公開写真			提出写真		写真枚数
				異議申立書	意見書	
工事写真帳	-110	寄洲除去工	現況 右岸	提出なし	甲第 229 号証 6 頁右	3 枚
	-90	寄洲除去工	現況 右岸	別紙 171 右	提出なし	3 枚
	-70	寄洲除去工	現況 右岸	別紙 172 右	甲 138 右	3 枚
	-50	寄洲除去工	現況 右岸	別紙 173 右	甲 139 右	3 枚
	-30	寄洲除去工	現況 右岸	別紙 174 右	甲 140 右	3 枚
	-10	寄洲除去工	現況 右岸	別紙 175 右	甲 141 右	3 枚
	0	寄洲除去工	現況 右岸	別紙 176 右	甲 142 右	3 枚
	10	寄洲除去工	現況 右岸	別紙 177 右	甲 143 右	3 枚
	30	寄洲除去工	現況 右岸	別紙 178 右	甲 144 右	3 枚
	50	寄洲除去工	現況 右岸	別紙 179 右	甲 145 右	3 枚
	60	寄洲除去工	現況 右岸	別紙 180 左	甲 146 左	3 枚
	80	寄洲除去工	現況 右岸	別紙 181 左	甲 147 左	3 枚
	100	寄洲除去工	現況 右岸	別紙 181 右	甲 147 右	3 枚
	120	寄洲除去工	現況 右岸	別紙 198 左	甲 148 左	3 枚
	0	寄洲除去工	現況 左岸	別紙 177 左	甲 143 左	3 枚
	10	寄洲除去工	現況 中央	別紙 178 左	甲 144 左	3 枚
	30	寄洲除去工	現況 左岸	別紙 179 左	甲 145 左	3 枚
	60	寄洲除去工	現況 左岸	別紙 180 右	甲 146 右	2 枚
	-10	寄洲除去工	現況 左岸	別紙 176 左	甲 142 左	3 枚
	-30	寄洲除去工	現況 左岸	別紙 175 左	甲 141 左	3 枚
-50	寄洲除去工	現況 左岸	別紙 174 左	甲 140 左	3 枚	
-70	寄洲除去工	現況 左岸	別紙 173 左	甲 139 左	3 枚	
-90	寄洲除去工	現況 左岸	別紙 172 左	甲 138 左	3 枚	
-110	寄洲除去工	現況 左岸	別紙 171 左	提出なし	2 枚	

(注) 公開写真の区分は、写真に添えられた印字による。

提出写真の区分は、写真に添えられた文字による。

提出写真は、異議申立書には「別紙〇〇」として、意見書には、「甲第〇〇号証」又は「甲〇〇」と記載して、A3用紙の左右に2項目を並列して複写、添付されている。

2 出来形の写真における公開写真と提出写真との対応

区分	公開写真	提出写真		写真枚数
		異議申立書	意見書	
完成写真帳	-110 寄洲除去工 出来形 H=(3, 800)	別紙 198 右	甲 148 右	3 枚
	-90 寄洲除去工 出来形 H=(3, 775)	別紙 199 左	甲第 229 号証 1 頁左	3 枚
	-70 寄洲除去工 出来形 H=(3, 700)	別紙 199 右	甲第 229 号証 1 頁右	3 枚
	-50 寄洲除去工 出来形 H=(3, 674)	提出なし	甲第 229 号証 3 頁左	3 枚
	-30 寄洲除去工 出来形 H=(3, 910)	提出なし	甲第 229 号証 3 頁右	3 枚
	0 寄洲除去工 出来形 H=(4, 036)	別紙 200 左	甲第 229 号証 4 頁左	3 枚
	30 寄洲除去工 出来形 H=(3, 865)	別紙 200 右	甲第 229 号証 4 頁右	3 枚
	50 寄洲除去工 出来形 H=(3, 865)	別紙 203 左 別紙 204 左	甲第 229 号証 5 頁左	3 枚
	60 寄洲除去工 出来形 H=(3, 848)	別紙 203 右 別紙 204 右	甲第 229 号証 5 頁右	3 枚
	80 寄洲除去工 出来形 H=(3, 810)	別紙 201 左 別紙 202 左	甲第 229 号証 2 頁左	3 枚
	100 寄洲除去工 出来形 H=(3, 775)	別紙 201 右 別紙 202 右	甲第 229 号証 2 頁右	3 枚
	120 寄洲除去工 出来形 H=(3, 740)	提出なし	甲第 229 号証 6 頁左	3 枚

(注) 公開写真の区分は、写真に添えられた印字による。

提出写真の区分は、写真に添えられた文字による。

提出写真は、異議申立書には「別紙〇〇」として、意見書には、「甲第〇〇号証」又は「甲〇〇」と記載して、A3用紙の左右に2項目を並列して複写、添付されている。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 18 年 9 月 1 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 97 号)
平成 18 年 10 月 20 日	○実施機関（奥能登土木総合事務所珠洲土木事務所）から理由説明書を受理した。
平成 18 年 11 月 16 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 19 年 1 月 12 日 (第 146 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 19 年 2 月 27 日 (第 148 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 19 年 3 月 16 日 (第 149 回審査会)	○実施機関職員から意見聴取を行った。
平成 19 年 5 月 2 日 (第 150 回審査会)	○異議申立人から意見聴取を行った。
平成 19 年 5 月 30 日 (第 151 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 20 年 9 月 11 日 (第 166 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 20 年 11 月 10 日 (第 168 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 20 年 11 月 27 日 (第 169 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 20 年 12 月 22 日 (第 170 回審査会)	○事案の審議を行った。